

入 札 説 明 書

都整 第2号

御所污水9号幹線(10工区)管路築造 工事

令和8年8月

御所市

入札説明書

入札公告に基づく条件付一般競争入札（事後審査型）については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとします。

入札に参加する者は、下記の事項を熟知のうえ、入札しなければなりません。

1 競争入札に参加する者に必要な資格

入札公告第2に定めるもののほか、次に掲げる条件をすべて満たした者のみが、この入札に参加することができます。

（1）資格要件

（ア）建設業法（昭和24年法律第100号）の規定による入札公告第2の1「登録業種」に対応する建設工事（以下「登録業種工事」といいます。）の建設業の許可を受けている者であること。

（イ）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。

（ウ）入札書の提出の日から開札日までの期間に、御所市建設工事等に係る入札参加資格停止措置要綱及び御所市物品購入及び業務委託等の契約に係る入札参加資格停止措置要綱による入札参加資格停止措置を受けていないこと。

（エ）会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」といいます。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」といいます。）第30条の規定による更生手続開始の申立てを含みます。）をしていない者又は申立てをなされていない者であること。

ただし、同法に基づく更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含みます。）を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかったもの又は申立てをなされなかったものとみなします。

（オ）平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

（カ）平成12年4月1日以降に民事再生法第21条の再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをされていない者であること。

ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた者については、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てがされなかったものとみなします。

（キ）建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査（以下「経営事項審査」という。）が有効期間内にあること。

（ク）過去15年以内に竣工した登録業種工事の元請実績を有する者であること。

ただし、特定建設工事共同企業体の構成員としての施工実績は、共同企業体の代表者として施工したものにあっては出資比率が20%以上、その他の構成員として施工したものにあっては10%以上の場合に限ります。

（ケ）入札公告第2の4の「この入札に係る設計業務の受託者と資本又は人事面において関連を有する者」とは、次の①又は②に該当する者をいいます。

①当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者

②建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者

(2) 配置予定技術者の資格要件

工事業種	配置技術者の資格（いずれかに該当すること）
土木一式	① 土木一式に関し、学校教育法（昭和22年法律第26号）による高等学校（旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による実業学校を含む。以下同じ。）若しくは中等教育学校を卒業した後5年以上又は同法による大学（旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学を含む。以下同じ。）若しくは高等専門学校（旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校を含む。以下同じ。）を卒業した後3年以上実務の経験を有する者で在学中に土木工学（農業土木、鉱山工学、森林土木、砂防、治山、緑地又は造園に関する学科を含む。以下同じ）、都市工学、衛生工学又は交通工学に関する学科を修めた者 ② 土木一式に関し10年以上実務の経験を有する者 ③ 土木一式に関し、旧実業学校卒業程度検定規程（大正14年文部省令第30号）による検定で土木工学、都市工学、衛生工学又は交通工学に関する学科に合格した後5年以上又は専門学校卒業程度検定規程（昭和18年文部省令第46号）による検定で土木工学、都市工学、衛生工学又は交通工学に関する学科に合格した後3年以上実務の経験を有する者 ④ 建設業法による技術検定のうち検定種目を建設機械施工又は1級の土木施工管理若しくは2級の土木施工管理（種別を「土木」とするものに限る。）とするものに合格した者 ⑤ 技術士法（昭和58年法律第25号）による第2次試験のうち技術部門を建設部門、農業部門（選択科目を「農業土木」とするものに限る。）、森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）、水産部門（選択科目を「水産土木」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を建設部門に係るもの、「農業土木」、「森林土木」又は「水産土木」とするものに限る。）に合格したもの

2 条件付一般競争入札参加表明書の提出

下記により条件付一般競争入札参加表明書（様式H1）を提出してください。

(1) 提出部数 1部

(2) 提出期限 入札公告に示す期限までに提出してください。

* 期限までに提出されない場合は参加資格が無くなります。

3 入札の手続き

入札の方法は郵便によります。御所市建設工事等郵便入札実施要綱に基づき入札を執行いたします。

入札書への記載金額は、消費税及び地方消費税に係る費用は除く、税抜きの金額とします。

入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

※ 入札説明書等は、御所市ホームページ

<http://www.city.gose.nara.jp/>

4 落札者の決定方法

入札書比較価格及び最低制限基準比較価格の制限の範囲以内で最低の価格をもって有効な入札を行った者から順番に落札候補者とし、入札参加資格の確認を行う順位（契約優先順位）を決定します。

落札候補者となるべき同価格の入札者が2人以上ある場合は、「くじ」により入札参加資格の確認を行う順位（契約優先順位）を決定します。

ただし、「くじ」を辞退することはできません。「くじ」の方法は、建設工事等郵便入札説明書に記載のとおりです。

5 競争入札参加資格確認申請書等の提出

落札候補者となった者は、下記により競争入札参加資格確認申請書等を提出してください。開札後、競争入札参加資格の確認を実施します。

（1）競争入札参加資格確認申請書等

（ア）「競争入札参加資格確認申請書」（様式S1）

（イ）「設計業務受託者との関連及び経営事項審査結果等を示す書面」（様式S2）

＊ 経営事項審査の結果における総合評定値通知書の写し（有効期限内にある直近のもの）を添付してください。

（ウ）「工事実績報告書」（様式S3-1）

必要に応じ、「工事施工証明書」（様式S3-2）

（エ）「配置予定技術者の資格・工事経歴報告書」（様式S4-1）

＊ 技術者の資格を証する書面、3ヶ月以上の雇用関係を証明する書類（例：健康保険被保険者証の写し等）を添付してください。監理技術者を必要とされる工事にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証の写しを添付してください。

＊ 技術者の資格を証する書面によらない場合は実務経験証明書（様式S4-2）が必要となります。

（オ）「現場代理人報告書」（様式S5）

＊ 3ヶ月以上の雇用関係を証明する書類（例：健康保険被保険者証の写し等）を添付してください。

（カ）モラルに対する決意（様式S6）

＊ モラルに対する決意を記載した書面を作成してください。

（2）提出部数 各1部

（3）提出期限 入札公告に示す期限までに提出してください。

＊ 期限までに提出されない場合は失格となります。

＊ 次順位者が落札候補者となった場合の提出期限は、別途指示します。

（4）提出方法 持参により提出してください。

（5）提出書類の作成等

（ア）作成及び提出にかかる費用は申請者の負担とします。

（イ）提出書類は、競争入札参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しません。

（ウ）提出書類は返却しません。

6 競争入札参加資格の確認

開札後、落札候補者となった者に対し競争入札参加資格の確認を実施します。参加資格が確認できない場合は失格となります。

この場合、4で決定した次順位者を落札候補者として競争入札参加資格の確認を実施します。

7 技術者の配置

落札者は1の(2)に定める資料に記載した配置予定技術者を当該工事の現場に配置するものとします。

工事の施工にあたって、資料に記載した配置予定技術者を変更できるのは、病休、死亡、退職等の特別な場合に限ります。

8 契約の締結

落札者は、御所市契約規則（昭和39年10月20日規則第18号）第19条第1項の規定に基づき落札決定の日から8日以内に契約を締結するものとします。

9 契約の不締結

落札決定後、契約締結までの間に、落札者が競争入札参加資格の制限又は入札参加停止を受けた場合は、契約を締結しません。

10 関連情報を入手するための照会窓口

契約条項を示す場所及び契約を担当する部課等の名称及び所在地等

〒639-2298

奈良県御所市1番地の3

御所市役所 管財課 入札係（新館2階）

電話0745-44-3013（ダイヤルイン）